

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組						
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。						
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2010に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	737	1,412	2,728	2,824	2,675
		補正予算(b)	0	0	1,000	0	
		繰り越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	737	1,412	3,728	2,824	2,675
執行額(百万円)		731	1,317	3,603			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	生物多様性国家戦略2010		平成22年3月16日 (閣議決定)		第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画		

測定指標	1 「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		30%	-	-	-	36%	-	50%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 生物多様性地域戦略策定着手済数	基準値	実績値					目標値
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		6県	-	-	-	-	20都道府県	47都道府県
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]	基準値	実績値					目標値
		18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		国土の35%	国土の35%	国土の39%	国土の44%	国土の50%	国土の55%	国土の60%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>・平成22年度末時点で、生物多様性地域戦略については、20道府県が策定又は策定に着手している。また、植生図の整備図面数は国土の55%に達している。「生物多様性」の認識状況については、平成22年度は世論調査を実施していないため、進捗状況は不明であるが、2010年の「国際生物多様性年」にあわせた各種活動を通じて、生物多様性の認識は上昇しているものと考えられる。このため、すべての測定指標において目標値に近づいていると考えられる。</p> <p>・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>・平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、我が国は、議長国として議論をリードし、2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、遺伝資源の取得と利益配分に関する「名古屋議定書」等合計47の決定を採択するなどの大きな成果を挙げた。</p>
---------	--

施策に関する評価結果

目標期間終了時点の総括

<自然保護保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集>

【これまでの成果】

- ・自然環境保全基礎調査において植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データを着実に蓄積することにより、また、モニタリングサイト1000において高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングすることにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。
- ・環境省が設置した「生物多様性総合評価検討委員会」により、過去50年の我が国の生物多様性の状況について明らかにした「生物多様性総合評価」が取りまとめられ、平成22年5月に公表された。これにより、我が国における生物多様性の現状に関する理解の促進に貢献した。
- ・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。

【今後の方向性】

- ・生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を展開する一方、生物多様性国家戦略2010の実施状況に関する点検を行い、平成22年10月に開催されたCOP10の成果を踏まえた生物多様性国家戦略の見直しに着手する。

<国民への生物多様性に関する普及啓発>

【これまでの成果】

- ・生物多様性のコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」や、国民一人ひとりが生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」をさまざまな機会でも普及広報するとともに、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」の活用、国連が任命したCOP10名誉大使の活動支援、エコプロダクツ2010(東京)やメッセナゴヤ2010(名古屋市)などの環境総合展示会への出展を通じ、COP10と生物多様性に関する国民的理解の増進に貢献した。
- ・都道府県及び市町村による「生物多様性地域戦略」の策定を促進するため、平成22年6月から7月にかけて全国7箇所で開催した説明会を実施するとともに、関連情報の提供、地域生物多様性保全活動支援事業を通じて、各自治体の取組を支援した。
- ・生物多様性条約事務局が推奨する植樹活動である「グリーンウェイブ」の活動への参加を広く呼びかけ、全国で約1,600団体、約111,000人の参加を得た。
- ・2010年は国連が定めた「国際生物多様性年」に当たるため、国内の多様な主体の参画を得た「国際生物多様性年国内委員会(地球生きもの委員会)」を設立・運営し、キックオフイベント、映像作成等をはじめとした記念事業31件を実施した。

【今後の方向性】

- ・生物多様性国家戦略2010に基づき、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化等を行う。

<国際的枠組への参加>

【これまでの成果】

- ・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行を普及啓発においてリーダーシップを発揮した。
- ・ICRI東アジア地域会合を開催(平成22年6月:タイ)し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を策定し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
- ・国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約締約国会議への参加などに積極的に関与することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取り組みの進展に寄与した。
- ・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約・議定書に基づく査察を実施すること等により、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の青年の交流と生物多様性に関する意識の向上を目指すため、「生物多様性国際ユース会議in愛知2010」を66ヶ国、100名の青年の参加を得て開催し、本会議の成果をCOP10 の場において発表した。</li> <li>・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」が発足した(事務局:国連大学高等研究所)。平成22年3月には愛知県名古屋市においてパートナーシップ第1回会合を開催した。現在、国、国際機関、団体で構成される合計74団体が加入している。</li> <li>・COP10に先立ち開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議の議論に係る情報収集を行い、同会議における名古屋・クアラルンプール補足議定書の採択に貢献した。またサイドイベントを実施し、我が国の取組を締約国に紹介した。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。</li> <li>・引き続きICRI東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。</li> <li>・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。</li> <li>・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。</li> <li>・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。</li> </ul>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	・海洋生物多様性保全戦略策定にあたり、検討会を開催し学識者の知見を活用。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「生物多様性」の認識状況:環境問題に関する世論調査(平成21年6月調査/内閣府大臣官房政府広報室)
---------------------------	--

担当部局名	自然環境計画課 野生生物課	作成責任者名	塚本 瑞天 亀澤 玲治	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	-------------